

水道管の宅内漏水にご注意ください

水道管の漏水について

小さな漏水であっても長期間放ったままにしておくと大変な使用量となり、その料金もお客様の負担となります。検針時に漏水の可能性がある場合は水道メーター検針員がお知らせしていますが、ご自分でも定期的な点検をお願いします。

宅内漏水の点検のしかた

家の中の蛇口を全て閉めた状態で、水道メーターのパイロットマーク（銀色のコマ）が回っている場合は漏水している恐れがあります。

その時は、漏水の修理を「岩美町指定給水工事業者」に依頼してください。漏水修理後、申請により漏水期間中の上下水道使用料を一部減免する制度がありますので、ご利用ください。（詳しくは環境水道課までお問い合わせください）

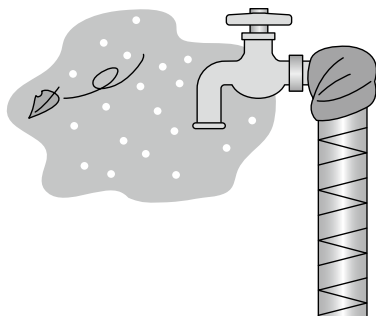


水道管の凍結防止

冬季は水道凍結事故が多発します。

露出管には、乾いた厚手の布や市販の保温材を巻くなどの凍結防止対策を行ってください。

水道管が凍結してしまったら、自然にとけるのを待つか、タオルや布をかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけ気長にとかしてください。



① 布、保温材等を巻く。

② 上からビニールテープ等を巻き防水。

※急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂するおそれがあり、危険です。

問い合わせ先 環境水道課 ☎73-1567

国民年金保険料についての電話・文書・戸別訪問に関するご案内

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付や免除等の申請手続きの案内を民間事業者へ委託しています。

鳥取年金事務所が委託している事業者

日立トリプルウィン(株)

☎012012111231

◆振り込め詐欺などにご注意を！◆

委託事業者が、電話で銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。また、委託事業者が戸別訪問して保険料をお預かりする場合、顔写真入りの身分証明書を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となっています。

不明な点がございましたら、年金事務所へ連絡してください。

なお、日本年金機構ホームページの年金Q&Aに詳細な説明がありますので、「ご覧ください」。

「日本年金機構」 <http://www.nenkin.go.jp>

問い合わせ先 鳥取年金事務所国民年金課

☎27-8311